

三重県 RDF 運営協議会総会(H25. 11. 29)について

1 RDF処理委託料の改定について

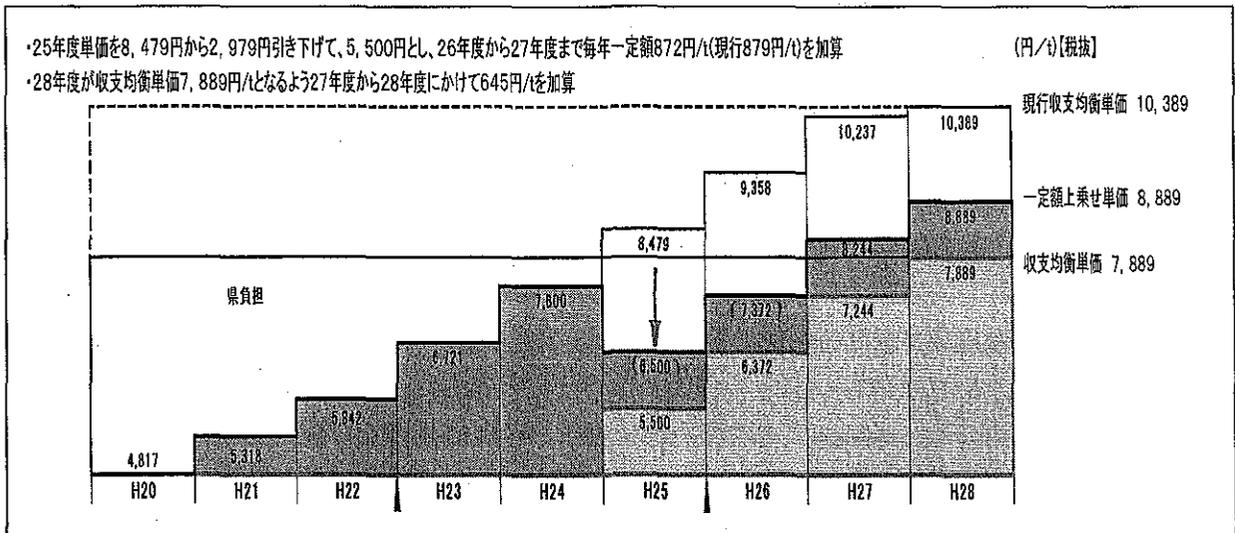
1) 収支計画の見直し結果について

今後のRDF発電による売電収入が固定価格買取制度の導入等により現計画より10億円程度増加する等の要因により現収支計画を見直し、平成20年度から平成28年度までの収支不足見込額を、現収支計画の23.11億円から10.19億円減少し、12.92億円とする。

2) 処理委託料について

収支不足見込額を12.92億円としたことにもない、この収支不足見込額を県と市町とで半分ずつ負担する。この額を負担するため、平成25年度から処理委託料の減額改定を行い、平成28年度に収支が均衡する処理委託料となるよう、毎年度、処理委託料を段階的に引き上げる。

また、平成29年度以降の負担を軽減するため、平成25年度以降の処理委託料に一律1,000円を上乗せする。



3) 29年度以降の処理委託料について

平成29年度以降32年度までの処理委託料については、4年間を一定の単価に設定する。

2 RDF焼却・発電事業に係る確認書について

今回の総会で、平成24年3月28日に三重県RDF運営協議会理事会で決定された確認書(平成20年・平成23年の三重県RDF運営協議会総会決議に基づき、平成32年度末までRDF焼却・発電事業が円滑にできるよう書面化したもの)について報告が行われた。

注 1) 確認書の締結については、松阪市の離脱問題で香肌奥伊勢資源化広域連合長から押印時期に猶予が求められている。

【参考資料】

RDF焼却・発電事業に係る確認書の概略

【第1条】 運営体制

◎6 製造団体(14市町)が参画し、県が事業主体となって運営。ただし、志摩市の参画期間は平成26年3月31日まで

【第2条】 事業期間

◎平成33年3月31日まで

【第3条】 費用負担

(平成28年度までの費用負担)

◎事業運営費用は、売電収入とRDF処理委託料で賄う

◎平成20年度から平成28年度までの収支不足額は製造団体と県が半分ずつ負担

◎収支計画は3年ごとに見直す

(平成29年度から平成32年度までの費用負担)

◎事業運営費用は、売電収入と平成28年度の収支均衡単価による処理委託料のほか、4年継続に必要な維持管理費の増額分、改修費及び外部処理費を追加

◎【第4条】 運営体制からの脱退等

◎脱退する場合は、1年前までに協議会会長宛ての文書にて協議

◎脱退が認められた場合は、脱退に伴う負担金を一括して支払う

◎脱退に伴う負担金の算出は、32年度末までの期間の処理委託料単価に各年度の処理量に乗じた額及びRDFが処理されないことによる売電収入の減少相当額の合算額

【第5条】 事業期間中のRDF焼却発電の撤去費用

◎事業が終了した後の撤去費用は、県が負担

【第6条】 経費の節減等

◎県は、効率的な施設の運用に努め、事業の予算及び決算を協議会総務運営部会でチェック

平成 25 年 8 月 28 日
全員協議会了承事項

新たなごみ処理のあり方に関する基本的事項の方針

平成 33 年度以降も引き続き適正なごみ処理を維持するためには、RDF 化事業の継続か新規のごみ処理方式の採用かといった様な基本的事項について、その方針を決定する必要がある。平成 25 年度内に決定する必要がある主な項目について、下記に示すものである。

1. 共同処理区域（組合構成市町村枠組）の決定

共同処理区域は桑名市、木曾岬町、東員町とする。

<理由>

- (1) 平成 33 年度以降のごみを処理するごみ処理施設の設置、管理運営に関する共同処理事務への加入に関する意向調査の結果を尊重する
- (2) いなべ市は、市町村合併後、旧員弁町のごみが桑名広域清掃で処理されており、いなべ市内全体の整合性を図るためにも脱退はやむを得ない

2. RDF 化事業継続か新処理方式採用の選択決定

新処理方式を採用する。

<理由>

- (1) 維持管理費用がRDF化施設より新処理方式は安く済むこと
- (2) RDFを継続するには、安定的かつ恒久的なRDFの受け皿として将来に亘って保障が確定されないこと
- (3) 建設費用の財源確保の見通しが立っていること
 - ①国から交付金が1/3下りること
 - ②一般廃棄物処理事業債が適用され、一財の持ち出しが少なくて済むこと
 - ③施設整備基金として、一定額（約7.1億円）が積立てられていること
 - ④当初借り入れた地方債の償還が、平成29年度で概ね完了すること
- (4) 再生可能エネルギーとして、バイオマス発電等の有効活用も可能であり、収入も見込めること

3. RDF 化施設以外の既存施設（リサイクルプラザ、プラスチック圧縮梱包施設、管理棟）の活用

既存施設は33年度以降も活用する。

<理由>

- (1) 運転使用時間も短く、耐用年数からも今後も引続いて十分使用可能なこと
- (2) 当時の建設費用に多額の投資を行っていること（新規建設費用が不要になる）

4. 新施設建設予定地の選定

旧施設の跡地を利用する。

<理由>

- (1) 建設予定候補地の調査の結果、組合管内に適切な候補地が存在しないこと
- (2) 既存ごみ処理施設（RDF化施設以外）と一体的な配置が可能となり、合理的・効率的なごみ処理が可能となること
- (3) 用地買収や、大規模造成工事が不要なこと
- (4) 都市計画決定などの手続き（ごみ処理施設の位置決定）が簡素化されること

5. 最終処分先の確保

民間委託とする。

<理由>

- (1) 組合管内に適切な候補地が存在しないこと
- (2) 組合管内区域外で、民間委託先の確保が可能であること

6. ごみ収集主体の確定

現況維持とする。

<根拠>

- (1) それぞれの市町において、地域の実情を踏まえた効率的・合理的な収集形態が既に確立されており、現在のところ大きな支障もないこと